

## 茨木市学童保育室利用料口座振替制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市学童保育室利用料（以下「利用料」という。）の口座振替制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象利用料)

第2 口座振替の対象となる利用料は、現年度分の利用料で納入期限が経過していない月分のものとする。

(取扱金融機関)

第3 取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、利用料の口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第4 口座振替をすることができる預金は、普通預金又は当座預金のうち利用料を納付しなければならない保護者（以下「保護者」という。）が指定した1口座とする。

(対象者)

第5 口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

(申込手続等)

第6 口座振替を希望する保護者は、茨木市学童保育室利用料預金口座振替依頼書（兼解約（廃止）届）・自動払込利用申込書（様式第1号A・B・C。以下それぞれ「依頼書（A）・（B）・（C）」という。）を金融機関又は茨木市こども育成部学童保育課（以下「学童保育課」という。）のいずれかへ提出しなければならない。

2 金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付をして、依頼書（A）は金融機関で保管し、依頼書（B）には承認印を押印の上、依頼書（B）を学童保育課へ送付し、依頼書（C）を保護者に交付する。

3 学童保育課は、金融機関から依頼書（B）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、依頼書（B）を保管する。

4 学童保育課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付をして依頼書（A）・（B）を金融機関へ送付し、依頼書（C）を保護者に交付する。

5 金融機関は、学童保育課から依頼書（A）・（B）の送付を受けたときは、当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付をして、依頼書

(A)は金融機関で保管し、依頼書(B)には承認印を押印の上、依頼書(B)を学童保育課へ送付する。

6 第3項の規定は、学童保育課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書(B)が送付されたときについて準用する。

(口座振替の情報の送付等)

第7 学童保育課は、口座振替に必要な情報の送受信を市が委託する事業者(以下「伝送処理委託業者」という。)を介して金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式(以下「データ伝送方式」という。)により行うものとする。

2 学童保育課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市学童保育室利用料口座振替データ送付連絡票(様式第2号)とともに、6営業日前までに送信するものとする。

3 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信したときは、金融機関別の口座振替請求データを作成し、金融機関へ口座振替データ送付連絡票とともに、4営業日前までに送信するものとする。

4 伝送処理委託業者及び金融機関は、口座振替請求データの内容を変更してはならない。ただし、市から茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書(様式第5号。第13において「停止通知書」という。)の送付があった場合は、この限りでない。

5 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、学童保育課、伝送処理委託業者又は金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

(振替日)

第8 振替日は、当該納付月の30日(2月は28日。以下この項において同じ。)とする。ただし、30日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

(振替納付手続)

第9 金融機関は、振替日に保護者が指定した預金口座から口座振替請求データに基づき金額を引き出し、茨木市に納付する。

2 金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市学童保育室利用料口座振替済報告書(様式第3号)をとりまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。

3 金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市学童保育室利用料口座振替済報告書兼手数料請求書(様式第7号。第15において「報告書兼請求書」という。)を学童保育課に提出するものとする。

(口座振替結果データの送付等)

第10 金融機関は、振替納付の手續完了後、口座振替結果データを作成し、振替日の2営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する。

2 伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後3営業日以内に送信するものとする。

3 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第7第5項の規定を準用する。

(振替不能の取扱い)

第11 金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替日の3営業日後までに、振替不能の理由の情報を学童保育課へ通知するものとする。

(振替不能分の督促状等の送付)

第12 学童保育課は、口座振替ができなかった振替不能分について、保護者に対し、茨木市学童保育室利用料督促状兼領収証書(様式第4号)により督促する。

2 同一振替日に同一名義人の振替件数が2件以上ある場合には、振替可能な請求分から振り替えるものとし、その振替について優先順位を付けない。

(口座振替の一時停止)

第13 学童保育課は、口座振替請求データを送信した後、振替日の3営業日前までに保護者から口座振替による利用料の納付が一時的に困難である旨の申出があったときは、停止通知書を当該金融機関に送付する。

2 前項の場合において、学童保育課は、茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書(控)(様式第6号)を作成し、これを保管する。

(変更及び解約手續)

第14 口座振替を依頼した保護者は、変更又は解約をするときは、依頼書(A)・(B)・(C)を金融機関又は学童保育課のいずれかへ提出しなければならない。

2 第6第2項から第6項までの規定は、口座振替の変更又は解約について準用する。(取扱手数料の請求)

第15 口座振替による利用料の収納事務の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、金融機関から送付される報告書兼請求書に基づき支払うものとする。

(機密保護の義務)

第16 学童保育課は、口座振替収納に係る情報を金融機関に引き渡す場合は、特に個人情報保護に留意し、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該口座振替収納事務を執行するために必要であり、かつ、最小限のものに限定するものとする。

2 学童保育課は、金融機関及び伝送処理委託業者に対し、前項で知り得た個人情報の秘密保持、個人情報の目的外使用及び第三者への漏洩の禁止、事故発生時における報告義務を厳守させるものとする。

(株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替)

第17 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常貯金」とする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 茨木市留守家庭児童会会費口座振替制度実施要綱を廃止する要綱（平成22年4月1日実施）による廃止前の茨木市留守家庭児童会会費口座振替制度実施要綱（平成22年4月1日実施。以下この項及び次項において「廃止要綱」という。）附則第2項の規定によってした口座振替の申込手続その他廃止要綱を実施するために必要な準備行為として行った行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

3 この要綱の実施の際、廃止要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育室利用料口座振替制度実施要綱による令和3年度茨木市学童保育室利用料11月分の口座振替については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育室利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

# 口座振替・自動払込

市税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料  
保育所等利用者負担額 学童保育室利用料 水道料金・下水道等使用料

## 《手続きは簡単です》

- ・預金(貯金)通帳、届出印鑑・本人確認書類を持参(口座振替(自動払込)を希望される納税通知書(納付書)がある場合はあわせてご持参ください。)のうえ、下記の取扱金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお申し込みください。なお、市役所窓口での受付も行っています。
- ・手続きが済みますと、口座振替(自動払込)の開始時期を文書でお知らせします。

## 《取扱いできる種目》

- ・下記の種目からご希望の口座振替(自動払込)種目を選んでください。

種 目	① 市税〔軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市・府民税(普通徴収分)※1、※2〕
	② 国民健康保険料
	③ 後期高齢者医療保険料(75歳以上または一定の障害がある65歳以上のかた)
	④ 介護保険料(65歳以上のかたで、介護保険料を年金から特別徴収されていないかた)
	⑤ 保育所等利用者負担額※3 ・公立教育・保育施設 利用者負担額(公立認定こども園を除く)及び 延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等 ・私立保育所 利用者負担額
	⑥ 学童保育室利用料(基本利用料・延長利用料)
	⑦ 水道料金・下水道等使用料

※1 市・府民税を給与または年金から特別徴収されているかたは取扱いできません。

※2 市・府民税には、令和6年度課税分から森林環境税が含まれます。

※3 保育所等とは、公私立保育所(園)・公立認定こども園・公立小規模保育施設・待機児童保育室のことをいいます。

## 《取扱金融機関》(令和8年4月現在)

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 京都銀行 関西みらい銀行  
池田泉州銀行 徳島大正銀行 大阪信用金庫 北おおさか信用金庫 尼崎信用金庫  
茨木市農業協同組合 ゆうちょ銀行(郵便局) ※滋賀銀行(①④⑤⑦)  
※みなと銀行(④⑤⑥) ※京都信用金庫(④⑤⑥) ※大阪シティ信用金庫(③⑤⑥)  
※近畿産業信用組合(⑤⑥) ※近畿労働金庫(④) ※北大阪農業協同組合(④)(順不同)  
(注)「※」印の金融機関では( )内の番号の種目は取扱いできません。

## 《ご注意》(ご本人保管の約定事項(ゆうちょ銀行を除く)をご覧ください)

- ・一度の手続きで、毎年自動的に継続します。
- ・納期限の過ぎているもの、納期限が近いものについては、取扱いできません。
- ・所定の振替(払込)日に口座振替(自動払込)できなかった場合、再振替(払込)はしません。
- ・長期間にわたり口座振替できなかった場合、口座振替が解除となる場合がありますので、預金(貯金)残額については、注意してください。
- ・市税〔固定資産税・都市計画税、市・府民税(普通徴収分)〕・国民健康保険料の振替(払込)方法は、全期納付と期別納付の2つの方法があります。
- ・市税は、同じ税目で複数の課税対象がある場合、すべて口座振替(自動払込)の対象となります。申込後、新たに課税対象となるものも含まれます。
- ・この口座振替を解約(廃止)する場合は必ず届出をしてください。
- ・申込みから手続き完了までに1~2か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

## 《お問合せ先》 茨木市役所 TEL 072-622-8121 (代表)

- |                    |                 |                  |
|--------------------|-----------------|------------------|
| ・市税に関する事           | 総務部 納税課         | 072-620-1616(直通) |
| ・国民健康保険料に関する事      | 健康医療部 保険年金課     | 072-620-1631(直通) |
| ・後期高齢者医療保険料に関する事   | 健康医療部 保険年金課     | 072-620-1630(直通) |
| ・介護保険料に関する事        | 福祉部 介護保険課       | 072-620-1639(直通) |
| ・保育所等利用者負担額に関する事   | こども育成部 保育幼稚園事業課 | 072-620-1638(直通) |
| ・学童保育室利用料に関する事     | こども育成部 学童保育課    | 072-620-1801(直通) |
| ・水道料金・下水道等使用料に関する事 | 水道部 営業課         | 072-620-1691(直通) |



(様式第1号A)

取扱金融機関  
ゆうちょ銀行

御中

茨木市

市 国民健康保険料  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料

税 保育所等利用者負担額  
学童保育室利用料  
水道料金・下水道等使用料

預金口座振替依頼書  
(兼解約(廃止)届) (ゆうちょ銀行専用)  
自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 水道利用者 介護利用者 保育所等利用者 学童保育室利用者 水道料金・下水道等利用者	住所	(〒 - ) フリガナ	申込日	年 月 日
	氏名	(明・大・用・平・西暦 年 月 日生)	電話	

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種目	主体番号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新規	<input type="radio"/> 軽自動車税		全期	年度から
	<input type="radio"/> 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
	<input type="radio"/> 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
② 解約(ゆうちょ銀行を除く)	<input type="radio"/> 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
<input type="radio"/> 水道料金 下水道等使用料	使用者番号		振替指定日は検計日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店 支店 支所 出張所	振別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
	信金・信組 労金・農協		市税	35		00960-2-960146
	金融機関コード	支店コード	国保	28		00990-8-960539
	預金の種類	口座番号(右づめで記入)	後期	28	166	00960-6-960706
普通①	当座②	納税準備③	介護	28		00920-8-960581
			保育	30		00990-8-960335
			学童	33		00990-6-960822
			私込先加入者			茨木市会社管理者
			振別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
			水道	166	22	00960-7-38785
			全額口座	通帳記号	振替記号	通帳番号(右づめでご記入ください)
			9900			
フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号	届出印		
口座名義人		本人・配偶者・子・親・その他				
口座名義人住所						

2枚目にも同印

取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 使用欄
-----------------------

検印	印鑑照合	受付
----	------	----

(ゆうちょ銀行専用)

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

日附印
-----

(取扱金融機関保管)

### 約定事項 (ゆうちょ銀行を除く)

- 1 私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等利用者負担額、学童保育室利用料、水道料金・下水道等使用料の納付書等が茨木市から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 2 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通預金約定、納税準備金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 3 指定口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。
- 4 この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたとき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議はありません。
- 5 この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。
- 6 この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- 7 市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指定口座の残額が納付すべき金額に満たないときは、2期以降期別納付に変更してください。
- 8 学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口座から口座振替により納付します。
- 9 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。  
(この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページまで)

### 振替 (払込) 日について

【市 税】	税目	期別	振替(払込)日	税目	期別	振替(払込)日	税目	期別	振替(払込)日
	軽自動車税	全期	5月31日	固定資産税 都市計画税	全期	5月31日	市・府民税 森林環境税 (普通徴収)	全期	6月30日
					1期	5月31日		1期	6月30日
					2期	7月31日		2期	8月31日
					3期	9月30日		3期	10月31日
					4期	1月 4日	4期	1月31日	

ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【国民健康保険料】

全期前納の場合、6月末日。期別納付の場合は毎月末日 (5月を除く)。  
ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【後期高齢者医療保険料】

毎月末日 (4・5・6月を除く)。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【介護保険料】

毎月末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【保育所等利用者負担額】

利用月の翌月 15 日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【学童保育室利用料】

利用月の30 日 (2月は28日)。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

#### 【水道料金・下水道等使用料】

検計日が、月の前半の場合は毎月 27 日。後半の場合は毎月 12 日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

(様式第1号B)

茨木市長  
茨木市  
茨木市水道事業  
管理者

市 税 保育所等利用者負担額  
国民健康保険料 学童保育室利用料  
後期高齢者医療保険料 水道料金・下水道等使用料  
介護保険料

預金口座振替依頼書  
(兼解約(廃止)届) (ゆうちょ銀行を除く)  
自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

納納保水 税付道 義護使 務務用 者者者 者者者	住所	(〒 - )	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	
氏名		(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

主体番号

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種 目	主 体 番 号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新規	㉔ 軽自動車税		1	年度から
	㉕ 固定・都計税		1・2	年度 期分から
	㉖ 市・府民税		1・2	年度 期分から
② 解約 (ゆうちょ銀行を除く)	○ 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等 利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道等使用料	使用者番号		振替指定日は検計日を基準として市が指定する日とします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店 支店 支所 出張所	ゆうちょ銀行	種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
	信金・信組 労金・農協			市税 国保 後期 介護 保育 学童	166	35 28 28 28 30 33	00960-2-960146 00990-8-960539 00960-6-960706 00920-8-960581 00990-8-960335 00990-6-960822
	金融機関 コード	支店コード		払込先加入者		茨木市会計管理者	
	預金の種類	口座番号(右つめて記入)		種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者 00960-7-38785
普通 ①	当座 ②	納税 準備 ③	全額コード	通帳記号	通帳番号(右つめてご記入ください)	9900	
フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号	届出印			
口座名義人		本人・配偶者・ 子・親・その他 ( )					
口座名義人 住所							

当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯金)があることを確認し、本書を承認しました。(ゆうちょ銀行を除く)

年 月 日  
取扱金融機関

承認印

市税	国保	後期	介護	保育	学童	日附印
水道	通知日	入力日	確認印	整理番号		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。(金融機関→茨木市 保管)

(様式第1号C)

取扱金融機関  
ゆうちょ銀行 御中

市  
茨木市

税  
国民健康保険料  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料

保育所等利用者負担額  
学童保育室利用料  
水道料金・下水道等使用料

預金口座振替依頼書  
(兼解約(廃止)届)ゆうちょ銀行  
自動払込利用申込書  
(お客様控)

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 住所	(〒 - )	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話
納付義務者 住所			
水道使用者 住所			
氏名	(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種 目	主体番号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新規	市 税			
	○ 軽自動車税		全期	年度から
	○ 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
② 解約(ゆうちょ銀行を除く)	○ 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
	○ 国民健康保険料	被保険者番号	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料(65歳以上のかた)	被保険者番号	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道等使用料	使用者番号		振替指定日は検計日を基準として市が指定する日とします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店	ゆうちょ銀行	種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号			
	信金・信組	支店		市税	35		00960-2-960146			
	労働金庫	支所		国民健康保険	28		00990-8-960539			
	協同	出張所		後期高齢者医療	28		00960-6-960706			
金融機関コード		支店コード		166			介護	28		00920-8-960581
預金の種類		口座番号(右つめで記入)		保育			学童	30		00990-8-960335
普通	当座	納税準備						33		00990-6-960822
①	②	③		払込先加入者			茨木市会計管理者			
				種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者			
				水道	166	22	00960-7-38785			
				金融コード	通帳記号	ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行)	通帳番号(右つめでご記入ください)			
				9900						
フリガナ			納税義務者等との関係				電話番号			
口座名義人			本人・配偶者・子・親・その他							
口座名義人住所			( )							

市・金融機関(ゆうちょ銀行を除く)受付日  
年 月 日

日附印
-----

市・取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 使用欄
-------------------------

裏面の約定事項(ゆうちょ銀行を除く)をご確認ください。  
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(ご本人保管)

茨木市学童保育室利用料  座振替  自動払込み データ送付連絡票

年 月 日

\_\_\_\_\_様

茨木市こども育成部学童保育課

茨木市学童保育室利用料  座振替  自動払込み データを下記のとおり送付します。

		振替日	年 月 日
納付の種類	茨木市学童保育室利用料		
振替（払込）請求内訳		件	
		円	

茨木市学童保育室利用料  座振替  自動払込み データ送付連絡票

年 月 日

\_\_\_\_\_様

茨木市こども育成部学童保育課

茨木市学童保育室利用料  座振替  自動払込み データを下記のとおり送付します。

		振替日	年 月 日
納付の種類	茨木市学童保育室利用料		
振替（払込）請求内訳		件	
		円	

茨木市学童保育室利用料  口座振替  自動払込み 済報告書

年 月 日

（報告先）茨木市会計管理者

取りまとめ店(局)

所在地

店

(金融機関)

(局)

印

店(局)名

名

支店(局)長名

茨木市学童保育室利用料

口座振替

自動払込み

の納付日における納付状況を下記のとおり報告します。

		振替日	年 月 日
納付の種類	正・副 (枚)		
	茨木市学童保育室利用料		
振替(払込)依頼 (A)	件		
	円		
振替(払込)不能 (B)	件		
	円		
振替(払込)済 (A) - (B)	件		
	円		
振替(払込)手数料	円		

(市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室)

市会計室保管

(市→ゆうちょ銀行→市会計室) (ゆうちょ銀行の場合)

様式第4号（第12関係）

茨木市学童保育室利用料督促状兼領収証書

口座番号	00990-6-960822
加入者名	茨木市会計管理者

年度 月分の茨木市学童保育室利用料口座振替は、次の理由（ ）により振替できませんでしたので、下記の納期限までに茨木市指定金融機関等へ納付してください。

年 月 日

通知書番号			
年度		月分	
項目		金額	
基本利用料			円
延長利用料			円
合計			円

納期限 年 月 日

茨木市長



(納付者保管)

領収日付印
受入金融機関印

茨木市学童保育室利用料納付書

茨木市

272116

様

口座番号	00990-6-960822
加入者名	茨木市会計管理者

通知書番号			
年度		月分	
項目		金額	
基本利用料			円
延長利用料			円
合計			円

納期限 年 月 日

上記のとおり納付します。

(提出先) 茨木市長

領収日付印
受入金融機関印
金融機関 取りまとめ店保管

茨木市学童保育室利用料納入済通知書

茨木市

272116

口座番号	00990-6-960822	加入者名	茨木市会計管理者
------	----------------	------	----------

ID	C/D	業務	年度	月分	通知書番号	C/D	利用料

通知書番号

☆お願い

この納入済通知書は直接電子計算機で処理しますので、汚したり、破ったり、折り曲げたりしないで、ください。

C/D	年度	月	利用料
	年度		円

取りまとめ店
〒539-8794 大阪貯金事務センター

様納

児童名：

上記のとおり通知します。

指定金融  
機関印

取りまとめ  
金融機関印

(提出先) 茨木市長  
照会先 茨木市 学童保育課 (072) 620-1801

領収日付印
受入金融機関印
(茨木市保管)

## 茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書

御中

茨木市こども育成部学童保育課

下記の保護者について、口座振替の停止を依頼します。

金融機関コード					振替日		年 月 日		
支 店		指 定 預 金 口 座			利用料(円)	年 度	学 童 保 育 室 名	理 由	
コード	名 称	種別	口 座 番 号	預 金 者 名					

預金種別コード 1：普通 2：当座      理由コード 1：市の都合 2：本人の都合

## 茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書（控）

御中

茨木市こども育成部学童保育課

下記の保護者について、口座振替の停止を依頼します。

金融機関コード					振替日		年 月 日		
支 店		指 定 預 金 口 座			利用料(円)	年 度	学 童 保 育 室 名	理 由	
コード	名 称	種別	口 座 番 号	預 金 者 名					

預金種別コード 1：普通 2：当座      理由コード 1：市の都合 2：本人の都合

（学童保育課控）

{
}
}

{
}
}

{
}
}

{
}
}

年 月 日

（提出先）茨木市長

取りまとめ店(局)  
 所 在 地  
 ( 金 融 機 関 )  
 店 ( 局 ) 名  
 支 店 ( 局 ) 長 名

店  
(局)  
名

印

茨木市学童保育室利用料 {
}
}
 の納付日における納付状況を下記のとおり報告します。

	振替日	年 月 日
納 付 の 種 類	正・副 ( 枚 )	
	茨木市学童保育室利用料	
振替（払込）依頼（A）	件	
	円	
振替（払込）不能（B）	件	
	円	
振 替 （ 払 込 ） 済  (A) - (B)	件	
	円	
振 替 （ 払 込 ） 手 数 料	円	

（市→取りまとめ店（ゆうちょ銀行）→学童保育課）

学童保育課保管